



第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第1章 自然と共に生きるまちづくり



第1節 環境保全の推進

【将来の姿】

清廉な空気、清らかな水、豊かで多彩な自然環境が守られています。この豊かな自然環境が市のシンボルとなっており、市民が楽しみながら学べる自然空間となっています。

【現況と課題】

本市における大気や水質等の環境の状況は、おおむね良好な水準を維持していると言えますが、一部で大気、水質、騒音等についての問題があり、適正な対応が求められています。

また、親司川や鴨川には、富山県指定天然記念物のアシツキやトミヨ、下条川上流にはタナゴなど、貴重な生物が生息していますが、河川周辺の開発等による自然環境の変化により、絶滅が危惧されています。

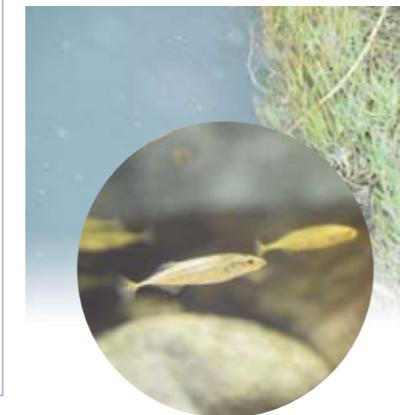
このような状況の中、環境の保全及び快適な生活環境の創造に向けて、市民、事業者、行政等が一体となり、環境基本計画に基づき環境施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

また、環境の保全及び創造に対する市民の理解や意識の高揚を図るため、環境教育を推進していく必要があります。

アシツキ、トミヨの生態

アシツキ	別名「アシツキノリ」と呼ばれ、きれいな水にしか生息しない植物。形状は袋状で寒天質であり、水中にある石や葦の茎に固まって付着する。市内では西広上（大門地区）で見られ、「西広上のアシツキノリ」として、富山県の天然記念物に指定されている。
トミヨ	体長5cm程の魚で、清水が湧き出る河川にしか生息しない貴重な生物である。水質や環境の変化にとても敏感で、絶滅が危惧されている。市内では親司川や鴨川（大門地区）に生息し、現在トミヨが生息する日本の南限であるといわれている。

(資料：環境課)



【目指す方向】

大気、水、土壤等の汚染防止のため環境保全活動を推進し、現在の美しく豊かな環境を将来の世代に継承していきます。また、市民等と行政が連携した環境保護活動を行い、自然にやさしい環境づくりを目指します。

【施策の内容】

第1 環境保全及び創造に向けた取組の推進

市民、事業者、行政等が連携協力して、環境の保全や快適な生活環境の創造に向けた取組を実践し、かつ自主的な活動が促進されるよう施策を展開します。

1 環境基本計画の推進

- (1) 環境審議会の開催

- (2) 計画推進体制の整備

2 環境保全意識の高揚、啓発

(1) 環境教育・環境学習の推進

ア 市民環境講座やイベントの開催

イ いみず環境チャレンジ10事業の推進

(2) 環境に関するPR・広報の充実

3 地域の環境美化活動の推進

(1) クリーン作戦、海岸清掃等の推進

(2) 不法投棄・ポイ捨て等防止対策の推進

(3) アダプト・プログラム⁷³事業の推進

4 環境に配慮した自主的な事業活動の支援

(1) ISO14001⁷⁴認証取得支援

(2) エコアクション21⁷⁵認証取得支援



第2 生活環境保全対策の推進

快適な生活環境を確保するため、大気、水質等の監視、発生源対策や生活排水対策を推進します。

1 監視、観測事業の推進

(1) 監視測定体制の充実

(2) 発生源対策の推進

ア 工場・事業場の監視・指導

イ 事業者による自主的な環境配慮の促進

ウ 公害防止施設設置の支援

2 生活排水対策の推進

(1) 適切な生活排水処理の啓発

(2) 合併処理浄化槽設置の支援



大島小学校 東虎之輔



⁷³アダプト・プログラム：市民、事業者が、道路、公園等の公共空間で場所を定め、ボランティアで清掃・美化活動を行い、市がその活動を支援する制度

⁷⁴ISO14001：国際標準化機構が定める環境管理システムに関する規定

⁷⁵エコアクション21：環境省が策定した中小事業者でも容易に取り組める環境経営（環境マネジメント）システム

第3 自然保護対策の推進

身近な自然が適切に保全されるよう、自然に関心を持ち、自然環境に配慮した行動ができる社会の構築に向けた取組を推進します。また、関係機関と連携し、自然環境の保全対策を推進します。

1 自然環境保全の推進

(1) 自然環境保護意識の普及啓発

(2) 生物多様性の確保

(3) 希少生物の保護

(4) 水辺、里山等の自然の保全・整備

(5) 保全活動団体との連携

2 自然とのふれあい創出の推進

(1) 自然とふれあう場の確保

(2) 自然とふれあう活動の指導者育成及び活動支援



第1章 自然と共に生きるまちづくり

第2節 循環型社会の構築

【将来の姿】

企業をはじめ、市民一人ひとりが環境負荷低減に対する意識が高くなっています。循環型・低炭素社会構築に向けた取組を積極的に実践しています。

【現況と課題】

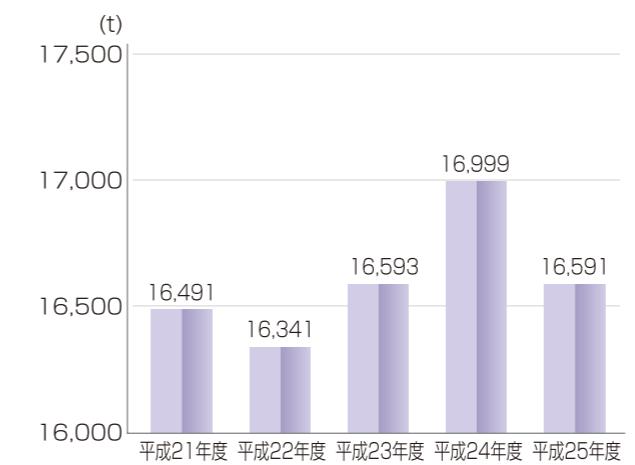
地球温暖化や廃棄物問題をはじめとする今日の環境問題の多くが市民の日常生活や事業活動に起因しています。特に資源やエネルギー消費の増大は、天然資源の枯渇、地球温暖化進行の要因となり、市民の生活にも深刻な影響を及ぼすことがあります。

東日本大震災、福島原発事故を受け、環境にやさしく災害に強いまち・むらづくりのため新たなエネルギー政策及び更なる地球温暖化対策が求められています。循環型社会・低炭素社会の構築に向け、太陽光発電、風力発電、小水力発電や、地域の未利用資源であるバイオマス等を利用した自立分散型の再生可能エネルギーの導入促進が課題とされています。

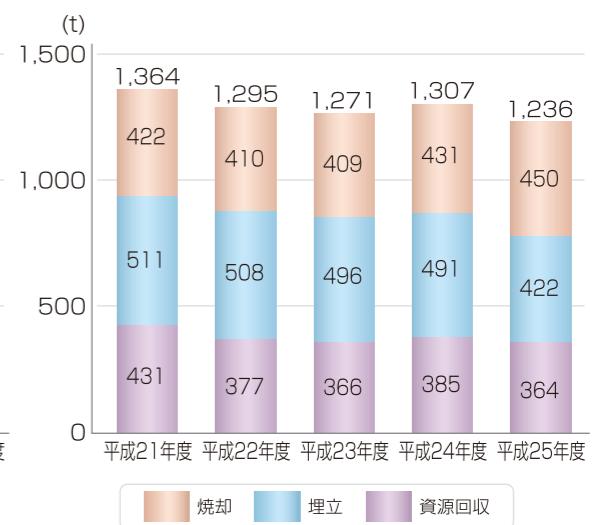
また、循環型社会の構築に向けては、更なるごみの減量化及びリサイクルを進めるため、使用済小型家電⁷⁶の分別、収集方法について検討する必要があります。

さらに、地域や家庭における環境負荷の低減に対する取組は極めて重要であり、市民レベルでの着実な取組を進めていく必要があります。

ごみ処理の状況（可燃物）※市収集分のみ



ごみ処理の状況（不燃物）※市収集分のみ



(資料：環境課)

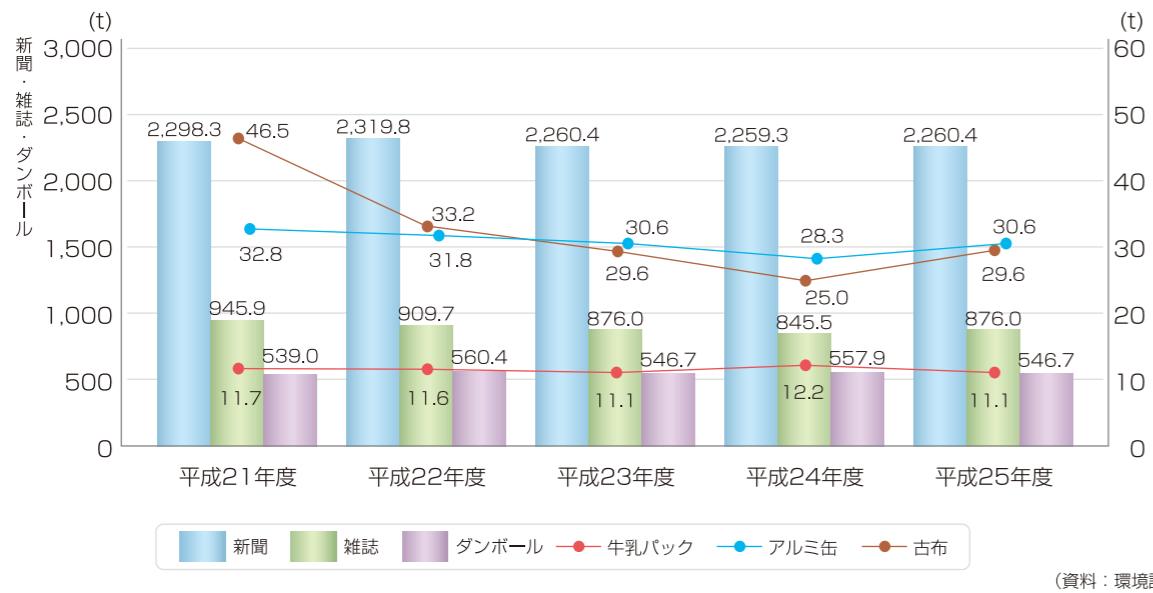


⁷⁶ 使用済小型家電：ドライヤー、掃除機、DVDプレーヤー等の家電製品

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

リサイクルの状況（集団回収分）

**【目指す方向】**

廃棄物の排出抑制やリサイクルをはじめとする資源の循環的利用に積極的に取り組むとともに、二酸化炭素等、温室効果ガス排出量の削減に向けた行動を実践し、循環型・低炭素社会の実現を目指します。

【施策の内容】**第1 地球温暖化防止対策の推進**

地球温暖化防止のため、二酸化炭素等の温室効果ガス排出量削減の取組を市民レベルで推進します。

1 地球温暖化防止意識の啓発

(1) 環境配慮型の行動の促進

- ア 地球温暖化対策推進市民会議との連携
- イ 地球温暖化防止市民行動計画の推進
- ウ 「もったいない」精神の促進
- エ グリーンカーテンの実施

2 再生可能エネルギーの導入・促進

- (1) 太陽光・風力発電等システムの普及の促進
- (2) 省エネルギー機器の導入・促進
 - ア 省エネルギー機器の導入
 - イ 環境にやさしい電気自動車などの低公害車の導入
- (3) 新エネルギーに関する調査・研究の推進
- (4) 地域バイオマスエネルギーの利用促進

**第2 再資源化の推進**

容器包装リサイクル法等の各リサイクル法に基づき、ごみの減量化・再資源化を啓発し推進します。

1 リサイクルの推進

- (1) 分別収集の推進
- (2) 4R運動⁷⁷の推進

2 家電リサイクルの推進

- (1) 家電4品目⁷⁸リサイクルの推進
- (2) 使用済小型家電リサイクルの推進

3 資源回収活動への支援

- (1) 資源回収団体への支援
- (2) 新規団体登録の啓発

**第3 ごみ減量化の推進**

市民による「ごみになるものを買わない」行動、事業者による「ごみになるものを作らない、売らない」行動の促進や各種啓発活動等により、ごみの減量化を推進します。

1 ごみの発生・排出を抑制する社会システムへの転換

- (1) 使い捨て商品の使用自粛等の啓発・促進
- (2) グリーン購入⁷⁹の推進

2 事業系廃棄物の減量化

- (1) 事業所から排出される廃棄物のリサイクルの推進
- (2) ゼロ・エミッഷョン⁸⁰の促進

3 廃棄物等の適正処理と施設整備の推進

- (1) 廃棄物等の収集量に応じた効率的で環境に配慮した処理施設の整備
- (2) 将来における処理量の減少に対応するため、より効率的な処理方法への見直し



⁷⁷ 4R運動：「Refuse（拒絶する：ごみになるものは買わない、使わない）」、「Reduce（減らす：どうしても必要なものだけ買う、使う）」、「Reuse（再利用する：使えるものは何回でも使う）」、「Recycle（再資源化する：資源回収し、一度原材料に戻してから製品化する）」の4つの単語の頭文字「R」を示し、これらを実践することにより、ごみの減量化を推進しようとする取組

⁷⁸ 家電4品目：テレビ、エアコン、冷蔵・冷凍庫、洗濯・乾燥機の4家電製品。家電リサイクル法により、家電メーカーが回収し、資源として再利用される。

⁷⁹ グリーン購入：製品やサービスを購入する際に、環境を考慮し、必要性をよく考え、環境への負荷ができるだけ少ないものを選んで購入すること。

⁸⁰ ゼロ・エミッഷョン：各産業において排出される廃棄物を他の分野の原料として活用することにより、あらゆる廃棄物をゼロにする新しい資源循環型社会を形成する考え方

第2章 快適で利便性の高いまちづくり



第1節 特性を生かした土地利用の推進

【将来の姿】

自然環境や生産農地の保全が図られるとともに、良好な居住環境と優れた街並み景観を兼ね備えた次世代に継承できる持続可能な既成市街地が形成され、加えて都市機能の集積により新たな交流やにぎわいを育む魅力あるまちとなっています。

【現況と課題】

本市は、富山県の中央部に位置するという地理的環境から、企業立地や住宅等への土地利用が拡大しながらも市街化区域内には農地や未利用地も多く、今後ますます計画的に土地利用を進めることができます。

また、既成市街地は大別すると新湊、小杉、大門・大島の3か所で形成されており、その中央部を貫通する主要幹線道路沿いには、沿道サービス型商業と運輸業が立地している以外、市街化調整区域内の優良農地となっているなど、分散した都市構造となっています。

このような状況の中、市内各所とのアクセスが容易な地域での都市機能の集積を図るとともに、市街地、集落、丘陵部等がそれぞれの持つ特性を十分に発揮しながら相互連携することにより、持続可能な都市を構築し、地域の魅力を高めることができます。

また、住宅の需要が高い地区における市街化区域の拡大や地区計画の活用、さらには、にぎわいと交流拡大に向けた大型商業施設の立地可能な拠点地域の設定や既成市街地との連携と役割分担も課題となっています。



都市計画区域内における地域別土地利用状況（平成26年1月1日現在）

(面積単位: ha)

地区	市街化調整区域	市街化区域	うち農地	農地の割合
新湊	1,859.9	1,383.1	45.6	3.3%
小杉	2,410.8	751.2	34.5	4.6%
大門	1,994.1	182.9	8.4	4.6%
大島	559.7	236.3	7.5	3.2%
下	580.0	0.0	0.0	—
計	7,404.5	2,553.5	96.0	3.8%

(資料: 都市計画課)

【目指す方向】

人口及び産業の見通しと社会環境の変化による将来の発展動向を見極め、適正な人口密度の市街地及び集落の形成と活力維持に努め、市域の中心地区においては都市機能の集積により機能的かつ効率的で持続可能な都市構造を目指します。

また、市街地から自然環境を保全する丘陵部まで、それぞれの地域特性を十分に生かしながら相互連携による調和のとれた土地利用を進めます。

【施策の内容】

第1 穀序ある土地利用の推進

各地域の特性を十分に踏まえ、総合的、広域的視点に立った土地利用を推進します。

1 効率的な土地利用の推進

- (1) 都市計画マスターplanに基づく区域区分、用途地域の見直し
- (2) 市街化区域内の農地や未利用地の活用促進
- (3) 既成市街地における合理的かつ健全な土地利用と商業・業務機能の維持活性化
- (4) 地域の特性を生かした大型商業施設の立地など交流・にぎわい拠点の創出
- (5) 国道8号、国道472号など幹線道路沿線での物流や沿道サービスに加え、業務・商業機能など都市機能の集積促進
- (6) 農村集落の活力維持と農地保全のための土地活用の推進
- (7) 農地、森林、河川、海岸等の保全と活用
- (8) 住民協定^⑧などによる良好な街並み、自然景観などの保全と形成

第2 地籍調査の推進

実態とかい離する地図混亂地区の解消を図るため、地籍調査を推進します。

1 地図混亂地区などにおける円滑な土地利活用の推進

- (1) 地籍が混亂している地区での現地復元能力^⑨がある地図作成の推進
- (2) 地籍調査の重要性に関する普及啓発
- (3) 地籍調査成果の利活用
- (4) 区画整理などに伴う適正な地図作成の促進



片口小学校 堀田 梁牙



堀岡小学校 杣木 輪子



⑧ 住民協定：まちづくりなどに関して、一定の地域を対象とし、住民や権利者が自主的に定める決まり

⑨ 現地復元能力：土地の境界や区画形状が不明となった場合に復元できる能力

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第2章 快適で利便性の高いまちづくり

第2節 公共交通網の整備

【将来の姿】

あいの風とやま鉄道⁸³、万葉線、民間路線バス、コミュニティバス等公共交通機関が連携し、移動制約者⁸⁴をはじめ、誰でも利用しやすい便利な公共交通網が確立され、全市で利用されています。また、北陸新幹線が開通し、首都圏と幅広い分野での交流が展開されています。

【現況と課題】

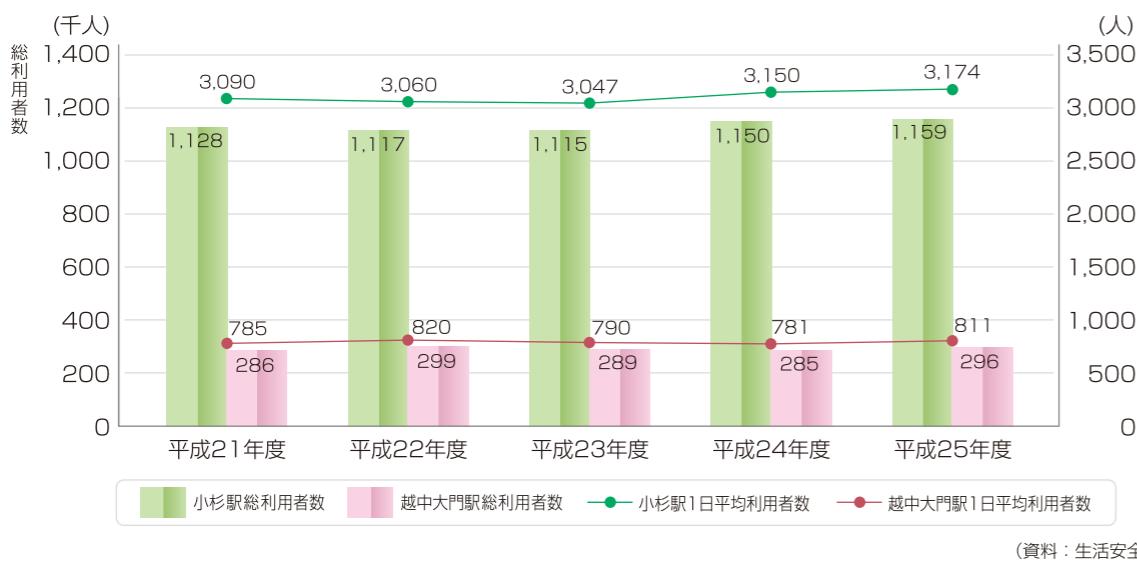
利用客の減少による民間路線バスの運行縮小や、北陸新幹線開業に伴うあいの風とやま鉄道の開業等、本市の公共交通をとりまく環境は大きく変化しています。

このような状況の中、高齢者等の社会参加を促し、また、公共交通空白地域を埋めるため、コミュニティバス等の適正な運行や各公共交通機関の連携の強化等により、利用者にとってより便利な交通ネットワークの充実・強化が求められています。

しかしながら、将来にわたり持続可能な公共交通として維持していくためには、運行経費の負担が大きな課題となっています。加えて、市民の通勤・通学の足である「あいの風とやま鉄道」の安定的な運営の確保が求められています。

また、北陸新幹線の開業に伴い、新幹線駅から本市へのアクセスとなる二次交通⁸⁵対策が課題となっています。

射水市内JR駅利用状況



⁸³あいの風とやま鉄道：北陸新幹線東京一金沢間開業に伴い、JRから経営分離される富山県内の並行在来線の名称

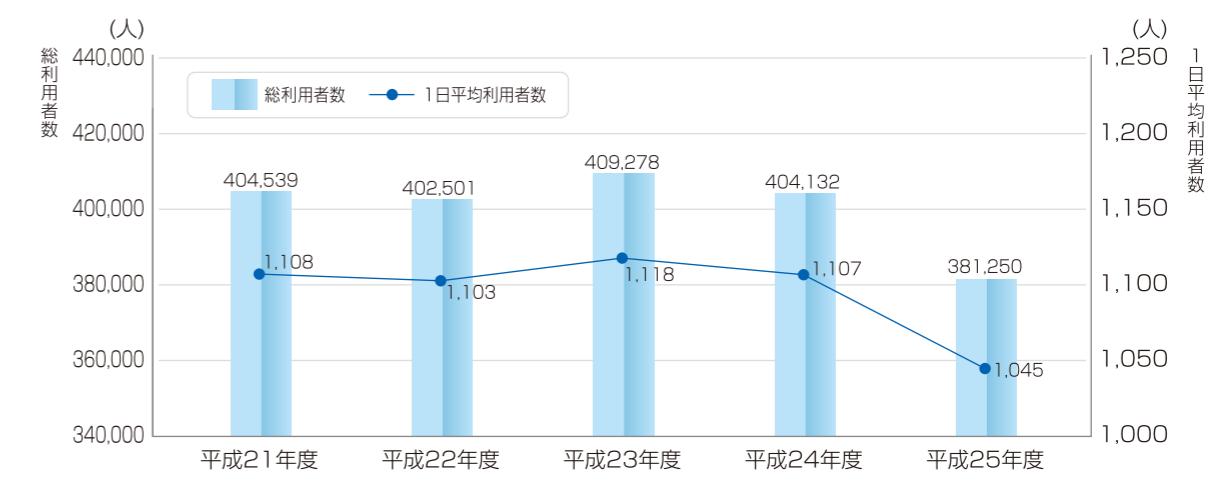
⁸⁴移動制約者：自動車中心社会において、移動を制約される人。運転免許を持たない（持てない）か、自家用車を持たない（持てない）高齢者、子ども、障がい者、低所得者など

⁸⁵二次交通：複数の交通機関等を使用する場合の、2種類目の交通機関。主に、鉄道駅から路線バスや自転車などを使って、学校や観光地などへ赴く交通手段のこと。

万葉線利用状況



コミュニティバス利用状況

デマンドタクシー⁸⁶利用状況

年 代	総利用者数	1日平均利用者数	備 考
平成23年度	7,416	24	平成23年6月～平成24年3月
平成24年度	12,079	33	平成24年4月～平成25年3月
平成25年度	14,358	39	平成25年4月～平成26年3月

(資料：生活安全課)



⁸⁶デマンドタクシー：利用者が事前に予約して運行する交通形態で、予約した人が乗合で利用するもの。大門・大島地区において、平成23年6月から運行している。

【目指す方向】

コミュニティバス等の適正な運行と公共交通機関相互の連携強化を図り、快適な公共交通の確保を目指すとともに、あいの風とやま鉄道、万葉線及び民間路線バスの存続活性化に努めます。

また、北陸新幹線の開業に向けた新高岡駅への交通ネットワークづくりや、大阪までの全線整備の早期実現に向けた関係機関への支援や働きかけを進めます。

【施策の内容】

第1 誰でも利用しやすい持続可能な公共交通網の構築

通勤、通学及び生活の足としての公共交通の利便性の向上を図り、持続可能で、過度に自家用車に依存しない総合的な交通体系を構築します。また、地区に適した運行の実現を目指し、利便性の向上を図ります。

1 公共交通ネットワークの構築

(1) 地域特性に応じた生活交通手段の確保

ア コミュニティバスやデマンドタクシーなど、地域の実情や交通需要に応じた多様な方策の検討

(2) 公共交通機関の連携強化

ア 電車、バス等の乗継環境の整備による利便性の向上

イ 乗り継ぎ施設、バス停等の整備

2 主要施設への交通利便性の向上

(1) コミュニティバスによるアクセス向上

ア 庁舎、鉄道駅、医療機関、文化施設、商業施設等へのアクセス強化

イ 乗り入れを可能にする施設の整備

3 主要交通機関の充実、強化

(1) あいの風とやま鉄道の安定的な運営の確保

ア あいの風とやま鉄道利用促進協議会を通じた利用増対策

イ 富山県及び沿線市町村との連携強化による適正な運営の確保

(2) 万葉線の維持、整備等の促進

ア ネットワークの拡大及び延伸についての検討

イ 利用者増対策の推進

ウ 施設整備への支援



片口小学校 早戸 陽向

第2 快適な交通環境の整備

駅施設等の整備、駐車場の確保や駐輪場の整備によるパーク・アンド・ライド⁸⁷の促進等、公共交通の利用促進を図ります。

1 公共交通の利用促進

(1) 鉄道駅関連施設の整備及び駅機能の強化

(2) 交通ターミナル整備の検討

(3) パーク・アンド・ライド促進のための駐車・駐輪場施設の整備

(4) 共通利用できるICカード⁸⁸導入の検討

(5) 情報技術を活用した運行、乗継案内の提供

2 移動制約者の利便性向上

(1) 高齢者、障がい者等の利用を促進する環境の整備

ア 公共交通施設のバリアフリー化

イ バス、電車の低床化



第3 広域交流を活発化する公共交通機関の充実

北陸新幹線開通後の広域交流の活発化や市内観光スポット等へのアクセス性向上を図ります。

1 広域観光の推進及び観光スポットへのアクセス性向上

(1) 他市と結ぶ周遊型観光ルートの働きかけ

(2) 市内観光スポット及び主要都市を結ぶ公共交通機関進出の働きかけ

2 北陸新幹線の全線整備に向けた事業の推進

(1) 大阪までの全線整備実現を目指した国や関係機関への働きかけ

(2) 北陸新幹線開業に伴う観光キャンペーン等の実施



⁸⁷ パーク・アンド・ライド：自家用車で駅やバス停に行き、駐車（park）し、電車やバスに乗り（ride）換えること。

⁸⁸ IC カード：情報を記録できる IC チップを埋め込んだカード。交通系の IC カードは、鉄道を始めとする公共交通機関で運賃として、改札機や車載機器などで利用できる。

第2章 快適で利便性の高いまちづくり

第3節 地域をつなぐ道路網の整備

【将来の姿】

道路ネットワークの強化はもとより、歩行者、自転車、交通弱者等が安全で安心して通行できる道路空間の確保を図り、地域活力の創出に資する交通利便性の高いまちとなっています。

【現況と課題】

本市は、富山市と高岡市の中間に位置する地理的条件等により、国道8号、県道富山高岡線、県道高岡小杉線など、東西方向に強い幹線道路網となっています。

一方、南北方向の幹線道路は、本市の基本軸となる国道472号が整備されているものの、東部では都市計画道路七美太閤山線高架部分の早期完成が、西部では県道新湊庄川線の改良整備の促進や、JR北陸本線の踏切を中心とした朝夕の交通渋滞の解消等が重要な課題となっています。

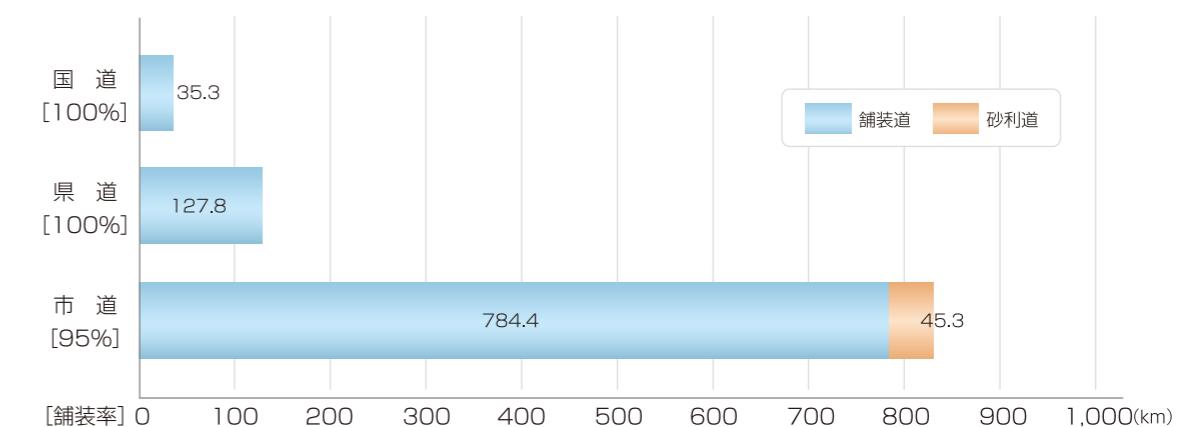
中長期的には、国道8号と市街地を結ぶ幹線道路の整備、富山新港周辺の開発を支援する道路などの整備が重要となっています。

東西道路としては、能越自動車道の高岡北インターチェンジへ連絡する都市計画道路北島牧野作道線や国道8号を補完し、富山北部地区への連絡を強化する(仮称)七美荒屋線等の事業化促進、北陸新幹線の新高岡・富山駅へのアクセス強化に向けた道路網整備が必要となっています。

また、快適で利便性の高いまちづくりを目指し、市内地区間を連絡する道路や、生活に密着した道路などの整備を図る必要があります。



道路の舗装状況（平成25年3月31日現在）



(資料：道路建設課)

主要道路の自動車交通量

路線名	自動車交通量（台／日）		
	平成11年	平成17年	平成22年
北陸自動車道（小杉IC～砺波IC）	27,700	28,000	30,800
国道8号（沖塚原地内）	40,700	44,200	39,500
国道415号（久々湊地内）	13,500	13,200	12,000
国道472号（橋下条地内）	25,700	23,400	21,400
県道富山高岡線（若杉地内）	18,600	19,900	19,000
県道高岡小杉線（広上地内）	24,000	30,300	28,700
県道新湊庄川線（善光寺地内）	11,900	11,500	10,900
県道大門針原線（大門地内）	21,300	21,100	20,900

(資料：道路建設課)

【目指す方向】

地域の経済活動や、市内地区間の交流連携を支える道路ネットワークの形成を図るとともに、快適な道路空間の整備、交通弱者にやさしく、安全で安心な道づくりを目指します。



大島小学校 塩谷 浩平



小杉小学校 沼田 唯凪

【施策の内容】

第1 機能的で安全・安心な道づくり

人と環境にやさしい道づくりを基本に、誰もが安全で安心して通行できる道路空間の整備を推進します。

1 車から人への道づくり

(1) 交通弱者に対応した安全で安心な道づくり

- ア 段差や障害物のない歩道空間のバリアフリー化
- イ 夜間の安全な通行を確保する防犯灯などの整備
- ウ 道路反射鏡（カーブミラー）、ガードレールなど交通安全施設の整備

2 災害に強い道づくり

(1) 災害時においても通行できる道路交通の確保

- ア 大規模地震などの発生時に、緊急物資の輸送、救急、救護活動、復旧活動等に資する橋梁耐震補強の実施

- イ 適切な道路消雪施設の整備、迅速な道路除雪の実施など、降雪時の円滑な道路交通の確保

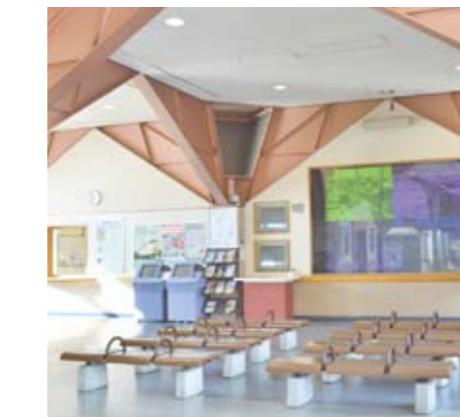
(2) 道の駅の防災拠点としての機能充実

- ア 災害時における道路情報、避難場所、救援物資輸送拠点施設としての機能充実

3 道路の安全性を確保する道づくり

(1) 道路施設長寿命化対策の推進

- ア 道路施設の定期点検の実施、補修



第2 利便性の高い道路網の整備

広域幹線・地域連携道路を軸に、補助幹線道路の整備を促進するとともに、時代に即した利便性の高い道路網の形成を図ります。

また、市民から要望の多い、地域に密着した生活道路についても、引き続き整備を推進します。

1 交通ネットワークを踏まえた道路網の確立

(1) 地域連携道路の整備

- ア 国道8号坂東交差点の整備促進
- イ 都市計画道路七美太閤山線の整備促進
- ウ 都市計画道路北島牧野作道線の整備促進
- エ 主要地方道新湊庄川線の整備促進
- オ 伏木富山港（伏木、新湊、富山地区）の沿岸地区を有機的に連絡する（仮称）七美荒屋線の事業化促進
- カ 北陸新幹線駅に繋がる道路網の整備

(2) 補助幹線道路の整備

- ア 市内地区間や主要公共施設を結ぶ補助幹線の整備促進

イ 既設補助幹線歩道のバリアフリー化、交差点改良、踏切拡幅改良等、道路空間のゆとり・安全性の向上

(3) 生活道路の整備

- ア 生活に密着した市道拡幅改良、舗装新設の整備

第3 広域幹線道路の整備促進

高速自動車道路等の整備促進を図り、更なる高速化、安全性、確実性が高いネットワークの強化、富山新港などへの交通アクセスの高速化による物流能力の向上を目指します。

1 高速自動車道路等の整備促進

(1) 東海北陸自動車道の四車線化の整備促進

(2) 能越自動車道の整備促進



第3章 快適で住みよいまちづくり



第1節 住宅環境の充実

【将来の姿】

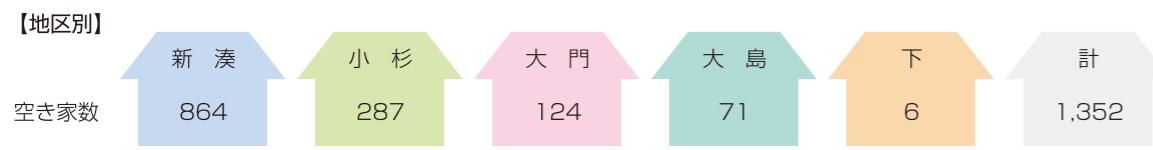
市外や郊外への人口流出が減少したことから安定的な既成市街地への居住者が増えており、空き家や空き店舗が減少しています。

【現況と課題】

本市では、市民意識や暮らしの変化等により市外や郊外への転出が多くなり、既成市街地には空き家や空き店舗が増加しています。

このような状況の中、良好な宅地形成と日常生活に必要な居住環境の充実を図り、既成市街地への居住を促進することにより、市外や郊外への人口流出を抑えるとともに、今後、ますます増加すると思われる空き家対策を講じ、既成市街地における活力維持と活性化を図る必要があります。

空き家実態調査結果概要（平成24年1月1日時点）



【損耗状況】

	そのまま使用可	若干修繕要	かなり修繕要	腐朽して危険	不明	計
空き家数	469	371	337	119	56	1,352
割合	34.7%	27.4%	24.9%	8.8%	4.1%	100.0%

※上記調査には重点密集市街地整備地区は含まない。

(資料：建設住宅課)

【目指す方向】

既成市街地への定住を促進するため、住み替えや空き家活用の情報提供、相談窓口となる支援団体を育成し、市民、民間事業者及び行政が連携して、豊かな住環境の維持や向上を目指します。

【施策の内容】

第1 既成市街地への居住の促進と空き家対策

- 高齢者や若者、子育て世代等が生活しやすい住環境の整備を推進します。
- 1 (仮称)空き家等の適正管理及び有効活用に関する条例の制定
- 2 空き家対策に関する各種助成制度の創設
- 3 空き家の有効活用を推進するための情報発信
- 4 高齢者や若者、子育て世代等の定住に向けた施策の推進

第2 安定的な住居の確保

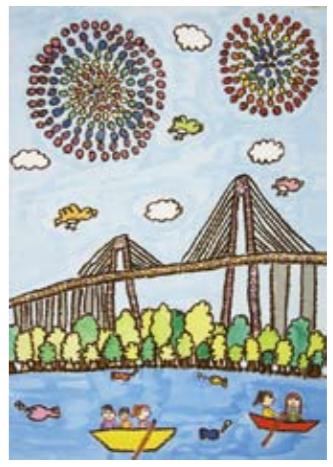
市民ニーズの変化に応じた、公営住宅の整備、活用に取り組み、併せて、住まいのセーフティネット機能の充実を図ります。

- 1 既存公営住宅の適正な管理・運営及び施設整備
- 2 民間住宅の活用推進

第3 土地区画整理等の促進

定住人口の減少を抑止するため、市街地や既存集落での土地区画整理等を促進します。

- 1 土地区画整理事業の促進
- 2 地区計画制度の活用
- 3 指定宅地取得の支援等



東明小学校 岡田 愛衣

第3章 快適で住みよいまちづくり

第2節 生活環境の充実

【将来の姿】

道路、公園等の公共施設や公益施設のバリアフリー化が進むとともに、既成市街地では、「水」と「緑」など潤いある生活空間が形成され、市民誰もが快適に生活しています。

【現況と課題】

子どもから高齢者、障害の有無に関わらず、誰もが安心して暮らしていくよう、歩道の段差の解消や道路、公園施設の老朽化に伴う再整備やバリアフリー化等が求められており、さらには、誰もが使いやすいユニバーサルデザインの考え方を普及する必要があります。

また、暮らしの変化等により市外や郊外への人口流出が多く、既成市街地の空洞化が進んでいることから、既成市街地での居住を促進するため、本市の特色である「水辺」などの特性を生かした地域づくりを図る必要があります。

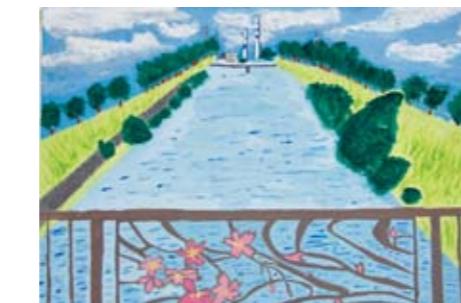
都市公園の状況（平成26年3月31日現在）

種類	箇所数	駐車場			トイレ	
		箇所数	うち障害者マーク及び区画幅3.5m	駐車台数 (身障者用含む)	()はトイレ設置公園	うちバリアフリー
街区公園	113	3	2	23	18 (18)	7
近隣公園	8	3	4	37	7 (6)	3
地区公園	3	3	7	150	5 (3)	2
運動公園	1	1	0	90	3 (1)	2
特殊公園	2	1	5	188	2 (1)	2
都市緑地	19	0	0	0	7 (7)	4
緑道等	1	0	0	0	0 (0)	0
合計	147	11	18	488	42 (36)	20

(資料：都市計画課)

【目指す方向】

本市の特色を生かしながら、既成市街地等での生活環境の充実を図り、市外への転出を抑えるとともに、生活道路、公園等のバリアフリー化を進め、子どもから高齢者、障害の有無にかかわらず、誰もが安心して生活できる環境整備を進めます。



小杉小学校 浅野 淩太

【施策の内容】

第1 生活環境のバリアフリー化の推進

通行する人の安全に配慮し、歩道整備等良好な歩行者空間づくりを推進するとともに、住み慣れた住まい、地域で安心して暮らし続けられるよう支援します。

1 みんなにやさしい外出環境の整備

(1) 歩道幅員の確保や段差解消等安全性の確保

(2) 交通安全対策の推進

(3) 地域ぐるみの福祉のまちづくりの推進

2 ユニバーサルデザインの普及推進

(1) 生活関連施設、住宅、学校等のバリアフリー化の推進

(2) 誰もが安心して生活できるユニバーサルデザインの普及啓発



第2 既成市街地活性化の推進

既成市街地の活性化施策を地域団体・NPO等との協働で推進します。

1 既成市街地活性化の推進

(1) 都市再生整備計画⁸⁹に基づく整備

(2) 庄川、内川、下条川等の水辺空間や歴史ある街並み等を生かした特色あるまちづくりの推進

(3) にぎわいの再生による地域コミュニティの活性化



第3 緑豊かな環境と公園整備の推進

公園、道路、河川等の身近な緑の保全と市民、企業、行政等の役割分担による緑化を推進します。

1 公園・緑地の整備と緑化の推進

(1) 特色ある公園・緑地の整備

ア 市街地における緑豊かな憩い空間と防災機能の整備

イ 水辺の自然環境を活用した整備

(2) 緑のネットワーク化の推進

ア 河川、道路等の連続性を生かした緑化の推進

イ 市民、企業、行政等の役割分担と相互の連携・協力による緑化の推進

2 公園・緑地のリフレッシュ整備の推進

(1) 子どもの遊び場や誰もが安心して利用できる施設の整備

ア 利用ニーズに応じた施設の整備

イ 公園施設のバリアフリー化の推進

ウ 老朽化が著しい遊具、照明灯等の公園施設の整備



⁸⁹ 都市再生整備計画：自治体が定める、地域の創意工夫を反映したまちづくりの計画

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち



- 工 定期的な公園のパトロールと安全点検の実施
- 3 協働による公園・緑地の維持・管理の推進
 - (1) 市民と行政との協働による維持・管理の推進
 - ア 住民が利用しやすく愛着が生まれる公園管理への支援
 - イ 公園が果たす役割と緑がもたらす効果の啓発
- 4 花と緑を育てる活動の推進
 - (1) 地域住民及びボランティア団体が一体となった花と緑の空間の演出
 - (2) 市民の緑化意識の啓発

第4 斎場の整備及び市営墓地の適正管理

市民の多様なニーズや周辺環境との調和に配慮した斎場を整備するとともに、市営墓地の適正管理に努めます。

- 1 斎場の整備
- 2 市営墓地の適正管理

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第3章 快適で住みよいまちづくり

第3節 上水道の充実

【将来の姿】

生活を支える重要なライフラインとして、清浄にして豊富低廉な高品質のおいしい水道水の供給が図られています。



【現況と課題】

水道施設や配水管等の整備がほぼ完了し、高い水道普及率を達成しています。上水道の普及は、公衆衛生の向上や生活環境の改善につながっているとともに、産業経済活動を支え市民生活に欠くことのできないライフラインとなっています。

このような状況の中、水管路の耐震化は全国でもトップレベルの整備となっていますが、今後とも財政の健全性を保ちながら、東日本大震災の経験などを踏まえた水道主要施設の耐震化事業の強化・前倒しを図るとともに、環境対策にも配慮した施設整備・水質管理の一層の向上や事故災害に迅速に対応する体制づくり等、多様化・高度化するニーズへの適切な対応が必要となっています。

上水道の状況

(単位:m³/日、%)

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
計画一日最大配水量	45,200	45,200	45,200	45,200	45,200
一日最大配水量	36,961	40,865	36,051	35,225	35,476
一日平均配水量	31,281	31,714	31,111	31,187	30,970
一日平均有収水量	29,054	29,573	29,025	28,839	28,387
有 収 率	92.9%	93.2%	93.3%	92.5%	91.7%

(資料:上水道工務課)

【目指す方向】

射水市水道ビジョン⁹⁰に基づき、安全で安心な水道水をいつでも安定的に供給できるように、水道水源から給水栓までの水質管理を充実するとともに、東日本大震災を踏まえた事故災害対策や強靭な施設整備を推進し、市民満足度の向上を目指します。

【施策の内容】

第1 安全・安心な水の供給

水道水の安全性・快適性についての関心の高まりに応え、いつでもおいしく飲める水道水を供給します。



⁹⁰ 射水市水道ビジョン: 本市水道事業の現状と将来の見通しを分析・評価し、水道の将来像とそのための具体的な施策について、市民と水道関係者が共通目標を持って取り組むための経営戦略

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

- 1 水道水質管理水準の向上
 - (1) 水質検査計画の強化と公表
 - (2) 水質監視機器の増強
- 2 貯水槽水道等の信頼性向上と直結給水の推進
 - (1) 貯水槽水道管理者への指導、技術支援
 - (2) 直結直圧式⁹¹給水区域の拡大と直結増圧式⁹²給水の推進
- 3 給水管・給水用具の信頼性向上
 - (1) 給水装置相談窓口の設置
 - (2) 給水装置工事事業者への技術支援



第2 安定給水の充実

水道の普及が進み、水道がほとんど唯一の水の確保手段となっている中で、水道事業が常時給水義務を果たすため、水道施設水準の向上を図ります。

- 1 安定的な水源の確保と自己水源の活用
 - (1) 水需要に応じた合理的な水源計画の推進
 - (2) 効率的な幹線送配水管の整備
- 2 施設更新計画の推進
 - (1) 老朽施設の点検強化
- 3 配水管更新事業の促進
 - (1) 老朽配水管の計画的な更新
 - (2) 管網の多重化によるバックアップ機能の整備

第3 上水道施設における耐震化整備の推進

災害時等非常時においても、市民の生命を守るうえで、水道水の確保は重要であることから、断水期間を可能な限り最小に抑えるため、主要施設の耐震化整備を推進し、安定供給の出来るシステムの構築を構築します。

- 1 主要施設耐震化の推進
 - (1) 净水施設及び配水池の早期耐震化整備
 - ア 非常電源の整備（二回線受電、自家発電設備）
 - イ 電気計装設備等の整備
 - (2) 主要管路の耐震化整備
 - ア 導・送水管の耐震化整備
 - イ 口径300ミリメートル以上主要配水管の耐震化整備



金山小学校 酒井 大空



ことばの解説
91 直結直圧式：給水管内の通常圧力をを利用して直接給水する方式。本市では、中高層階への給水方式として条件が整えば3階まで行える。

92 直結増圧式：給水管内の圧力をポンプの加圧力で増圧して中高層階へ給水する方式。本市では、条件が整えば5階まで行える。

- 2 災害・危機管理対策の充実
 - (1) 早期復旧体制及び応急給水体制の確立
 - ア 応急対策マニュアルの充実
 - イ 職員に対する教育及び訓練の拡充
 - ウ 応急復旧用資材等の効率的な備蓄・環境整備
 - (2) 配水管理及び配水運用の強化
 - ア 配水区域のブロック化の整備
 - イ 災害時における被害及び断水区域の被害想定
 - ウ 配管図・戸番図等の整備

第4 事業運営基盤の強化

水道サービスについて、的確な市民ニーズの把握と認識の共有化により、ひらかれた事業運営を行い、市民満足度の向上を目指します。また、将来にわたって、安心して飲める水を適切な負担で安定的に供給するため、経営、技術の両面において運営基盤の強化を図ります。

- 1 分かりやすい事業運営の実施
 - (1) 水道事業の情報公開の推進
 - (2) 市民ニーズの的確な把握
- 2 利便性の高いサービスを実施
 - (1) 上下水道料金支払方法の多様化の検討
 - (2) 開閉栓等受付業務の電子申請の検討
- 3 健全な財政運営の確立
 - (1) コスト縮減と適正な負担の検討
 - (2) 財務体质の強化
- 4 水道技術の継承と発展
 - (1) 水道技術研修体制の充実
 - (2) 指定工事事業者への技術移転と情報提供の推進



第3章 快適で住みよいまちづくり

第4節 下水道の整備

【将来の姿】

下水道の整備が進み、さらに水洗化率が向上することにより、健康で快適な市民生活が送られています。また、雨水対策や水環境整備が進み、市民が安心して憩うことができる水環境が整っています。

【現況と課題】

本市の下水道整備の普及率は、平成24年度末には98.4%に達し、面的整備はほぼ完了していますが、水洗化率は、徐々に上昇しているものの、同年度末においても90.4%に留まっており、今後更なる普及促進を図っていく必要があります。

また下水道施設については、整備から相当の年月が経過していることから、管路の老朽化に起因する道路陥没や設備故障等のリスクが増大しています。今後は適正な維持管理及びライフサイクルコストの軽減が図られるよう、長寿命化計画に沿った管路の改築や設備更新等に引き続き取り組む必要があります。

一方、近年多発する局所的な豪雨による浸水被害への対策として、雨水対策基本計画に基づき、引き続き被害解消に向け、効率的かつ効果的な整備を進めていく必要があります。

下水道の普及状況

(単位：人、%)

	行政人口 (A)	整備済人口 (B)	水洗化人口 (C)	普及率 (B/A)	水洗化率 (C/B)
平成21年度	96,274	94,427	80,253	98.1	85.0
平成22年度	95,932	94,331	82,757	98.3	87.7
平成23年度	95,635	94,045	83,616	98.3	88.9
平成24年度	95,186	93,646	84,650	98.4	90.4
平成25年度	94,684	93,144	85,131	98.4	91.4

(資料:上下水道業務課)

【目指す方向】

射水市下水道ビジョン⁹³に基づき整備を進めるとともに、施設の適正な管理・保全、危機管理の向上、雨水対策の推進、水洗化率の向上を図るなど、健全な水環境の保全に取り組みます。

【施策の内容】

第1 污水処理整備の推進

市全域の下水道整備を図り、生活環境改善のために未整備区域の早期普及や、整備区域の早期接続を推進します。



⁹³ 射水市下水道ビジョン：下水道ビジョン2100（国土交通省）等による下水道政策の基本的な方向と具体的な施策の考え方に基づく本市下水道の進むべき方向を示した将来の構想

1 汚水整備事業の早期完成

2 水洗化率の向上

第2 下水道施設の機能維持

流域下水道への接続を推進するなど、効率的な汚水処理を図って行くとともに、各施設及び管路の適正な管理・保全を目指し、長寿命化計画に基づき計画的な改修や更新を進めています。

1 神通川左岸流域下水道による処理の推進

(1) 運営の効率化を踏まえた各処理施設の切替え時期の見極め

2 汚水中継ポンプ施設等の計画的な改修・更新

3 老朽化した下水道管路機能の回復

(1) 管路の流下及び耐荷能力の確保

(2) 経済性を考慮した工法等の検討

(3) 不明水解消の促進



第3 雨水対策の推進

浸水被害の対策として、下水道、道路排水、農業用排水、河川等総合的な観点から効果的な対策を推進します。

1 浸水状況に応じた効果的な対策の推進

2 関係施設管理機関との協議・連携の強化

第4 豊かな水環境の創造

上下水道施設を活用した水・緑空間の整備等を通じ、潤いと安らぎのある豊かな生活環境の創造を図ります。

1 水と親しめる憩いの空間の整備

(1) 処理場等の施設の緑化、水辺空間の整備

(2) 雨水排水路の修景整備



第5 事業運営基盤の強化

生活環境の改善や公共用水域の水質向上並びに浸水対策等を目的に整備が進められた下水道事業が、持続可能な「安全・安心な水環境」及び「安定した施設環境」を推進するため、下水道資産の適正かつ合理的な管理・運営を図り、次代に引き継ぐ健全な運営基盤の強化を図ります。

1 分かりやすい事業運営の実施

(1) 下水道事業の情報公開の推進

(2) 市民ニーズの的確な把握

2 健全な財政運営の確立

(1) 災害対策や老朽化した下水道資産の健全度や重要度を考慮した建設改良計画の推進

(2) コスト縮減と適正な負担の検討

(3) 財務体質の強化

第4章 安心して暮らせるまちづくり



第1節 防災・減災対策の推進

【将来の姿】

市民と行政が協働し、災害予防対策等に積極的に取り組んでおり、市民の生命、身体及び財産の保護が図られ、子どもから高齢者まで多様な世代が安心して住み続けられる災害等に強いまちとなっています。

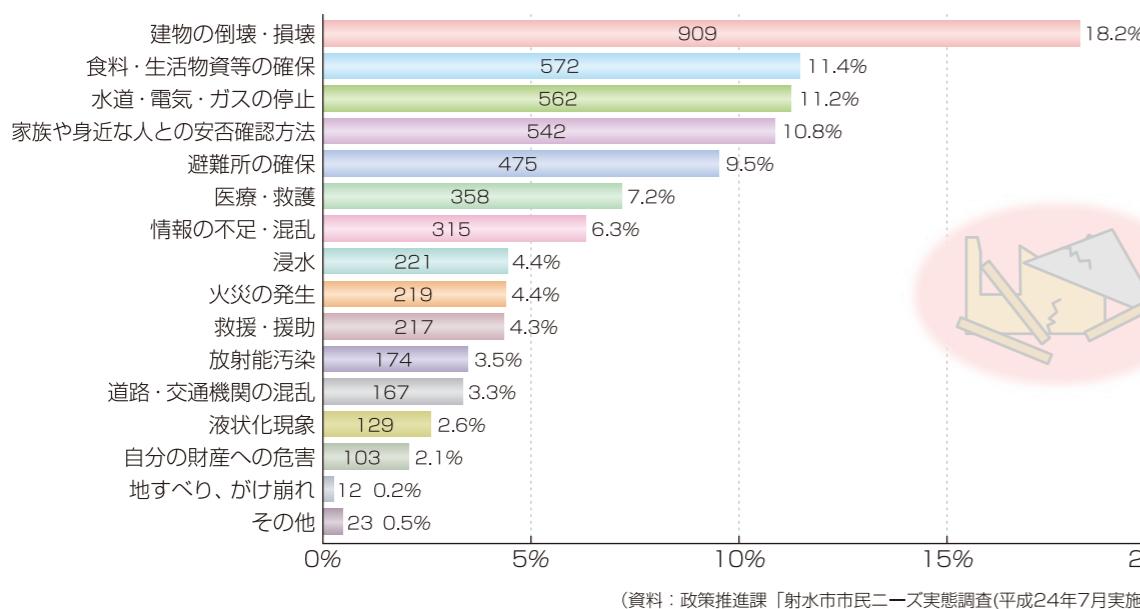
【現況と課題】

富山県内には、多数の断層帯があり、富山県公表の呉羽山断層帯地震被害想定調査結果及び同地震による津波シミュレーションによれば、市内において多数の人的被害、建物被害などが発生すると予測されています。そのほか、近年、内川沿いの高潮や局地的大雨による市街地周辺での浸水などの風水害による被害も発生しています。

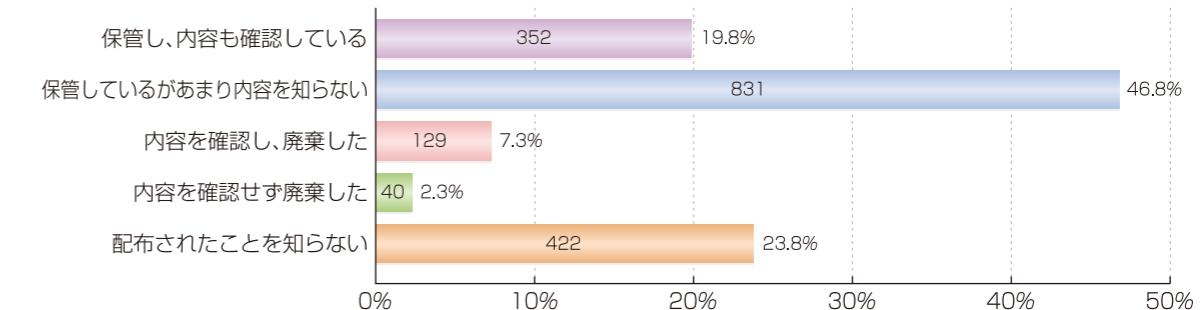
このような状況の中、災害時の被害をできる限り小さくする『減災』の考え方を防災の基本とした取組が重要となっています。行政と自主防災組織を中心とした地域が一体となって取り組むとともに、民間企業や他自治体との災害時応援協定に基づく広域的応援体制の充実を図りながらハード、ソフト両面を柔軟に組み合わせた各種対策を実施し、被害軽減に備えていく必要があります。

併せて、武力攻撃事態等やその他の様々な危機に対しても市民及び滞在者の生命、身体及び財産への被害を防止・軽減するため総合的に取り組んでいく必要があります。

大規模な災害が発生した場合に特に心配なこと



防災ガイドブック、洪水ハザードマップ、地震防災マップなどの保管状況、内容の確認状況



(資料：政策推進課「射水市市民ニーズ実態調査(平成24年7月実施)」)

【目指す方向】

自然災害、テロ行為、感染症などの危機的状況から、市民の生命を守るために迅速な対応、積極的な情報提供、予防のための啓発活動及び公共施設の整備を充実します。また、自主防災組織の育成強化や要援護者支援体制の整備を図り、災害等の発生時に、市民、事業者及び行政が連携して対応できるように努めます。

【施策の内容】

第1 災害等の発生時における組織体制の強化

射水市地域防災計画、国民保護計画、危機管理指針に基づき、災害等が発生した際の迅速な対応を確保します。また、市民、事業者が主体的に行動できるよう、自助、共助意識の高揚を図ります。

1 活動体制の整備の推進

- (1) 市対策本部体制の強化
- (2) 国、県及び関係機関との連携強化
- (3) 事業所・企業におけるBCP⁹⁴策定の促進と協力体制の充実
- (4) 県外自治体との相互応援協定に基づく支援体制の維持強化



2 市民意識の高揚

- (1) 各種のハザードマップ、防災広報による市民の防災意識の高揚
- (2) 国民保護措置及び武力攻撃事態等において住民が取るべき行動等に関する啓発
- (3) 危機発生時に被害を防止し、軽減するための様々な対策に関する啓発
- (4) 個人備蓄の啓発

第2 災害等の発生時における迅速な対応の確保

災害等が発生した際に迅速な避難、救援が確保できるよう、平素からの訓練、備蓄、協力体制を充実します。

1 災害等の発生を想定した訓練の実施

- (1) 総合的かつ実践的な防災訓練の実施



⁹⁴ BCP (Business Continuity Plan) : 企業等が災害や事故等の予期せぬ出来事が発生した際に限られた経営資源で最低限の事業活動を継続、もしくは目標復旧時間内に再開できるようにするため、事前に策定する行動計画

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

- (2) 職員研修及び訓練の実施
 ア 職員参集及び対策本部の設置訓練の実施
 イ 災害等の種類に応じた対応マニュアルの訓練、確認
 ウ 各部局における所管業務、情報連絡及び応急体制の点検、確認
- 2 自主防災組織の育成強化
 (1) 自治会・町内会や商店街、事業所等を単位とした自主防災組織結成の促進と育成強化
- 3 災害時要援護者対策の推進
 (1) 要援護者に対する情報伝達及び個別避難支援計画の確立
 (2) 民生委員・児童委員、自主防災組織等各種団体との連携強化
- 4 物資及び資材の備蓄、整備
 (1) 市における備蓄品の計画的確保
 (2) 市が管理する施設及び設備の整備・点検等
 (3) 避難施設の指定への協力
 (4) 生活関連等施設の把握等
- 5 災害等発生時における情報提供の充実
 (1) 関係機関からの各種必要情報の早期収集
 (2) 災害等発生時における的確な被害情報の収集及び伝達
 (3) 人的被害未然防止に向けた避難勧告等の徹底



第3 防災基盤の整備

災害に強いまちづくりを実現するため、防災拠点施設、公共施設、密集市街地、河川、雨水対策の整備を図るとともに、水道水の確保をはじめとしたライフライン施設等の安全性を強化します。

- 1 防災都市づくりの推進
 (1) 防災行政無線の整備
 (2) 公共施設の耐震性の向上
 (3) 災害に強い生活環境の整備
 ア 生活道路や公園等の整備
 イ 上水道施設における耐震化整備の推進
 (4) 災害時におけるライフラインの確保
 (5) 住環境の改善や良質な住宅の供給
 ア 共同建替えや土地の集約換地による防災性の向上
 イ 個々の建築物の耐震化や不燃化の促進
 (6) 海岸・河川整備と浸水対策の推進
 ア 内川における高潮対策の推進
 イ 海岸・護岸堤防等の整備事業の促進
 ウ 一級河川庄川の築堤事業の促進
 エ 雨水対策の推進



歌の森小学校 西 優香

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第2節 消防・救急体制の充実

【将来の姿】

消防防災体制の強化と自然災害に対する防災・減災対策が進んだ災害に強いまちが整備され、市民が安心して暮らしています。



【現況と課題】

今日の消防需要は、生活様式の変化や超高齢社会の到来に伴い、複雑・多様化している中で、住宅防火対策等の充実や高度な救急業務が求められています。

また、諸外国との国際関係において、万一、武力攻撃を受けたり、大規模テロ等が発生した場合に備え、市民への影響が最小となるよう、万全な対策が求められています。

このような状況の中、通常の火災や救急・救助への対応に加え、多様化する消防需要に対する消防力の確保、地震等の自然災害への対応や危険物を取り扱う事業所への指導強化の必要があります。

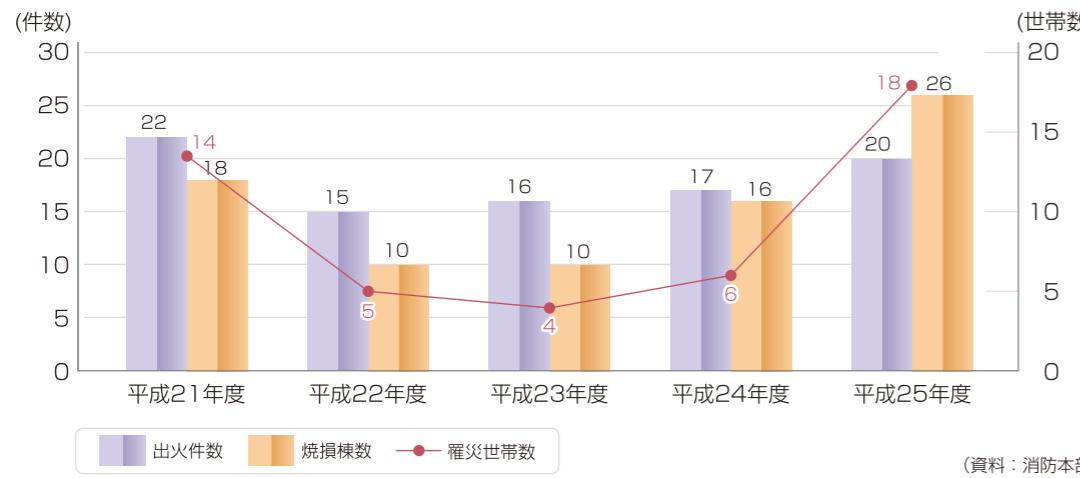


救急出場状況の推移

区分	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出場件数	2,546	2,748	2,774	2,872	2,804
火災	22	11	12	10	15
自然災害	2		1	6	
水難	5	5	6	9	5
交通事故	306	316	290	298	260
労働災害	33	42	41	46	42
運動競技	15	12	24	29	21
一般負傷	325	386	384	419	426
内訳	6	6	11	11	11
自損行為	39	37	39	47	31
急病	1,526	1,616	1,648	1,682	1,715
その他	253	303	303	297	266
搬送人員	14	14	15	18	12
不搬送件数	2,400	2,633	2,596	2,733	2,674
	193	181	234	190	171

(資料：消防本部)

市内の火災発生状況の推移



【目指す方向】

想定される災害に対する知識・対応力を備えた消防職員を育成するとともに、消防水利、消防団を含めた機械力や人力など総合的消防力の向上を図ります。

また、高度な救急・救助体制の維持・強化を図るとともに市内各地区の自主防災会の育成を図ります。

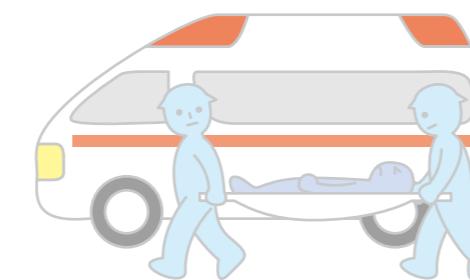
【施策の内容】

第1 救急・救助体制の充実

救急救命士の常時2名乗車を目指し、救急救命士の増員を図るとともに、救急隊員の養成及び隊員の知識、技能を高め、救急隊としてのチーム力の向上を図ります。また、陸上の救助のみならず、水難救助にも万全を期して取り組みます。

1 市内均一の救急サービスの充実

- (1) 救急隊員の資質の向上
 - ア 救急救命士の再教育を含めた病院実習の充実
 - イ 救急隊員研修の充実、強化
 - ウ 高度化する救急需要に伴う救急資機材の整備



- (2) 救急車の適正利用
 - ア 「救えるはずの命」を救うための啓発
 - イ 電話による救急相談事業の推進
 - ウ 119番受信時における選別規定の検討

- 2 応急手当の普及啓発の推進
 - (1) 救急救命講習会の推進
 - (2) 応急手当指導員及び応急手当普及員の養成
 - (3) 119番受理時の口頭指導による応急手当の適切な指示

3 医療機関等との連携

- (1) 医療機関との連携体制の強化
- (2) 災害時における消防防災ヘリコプターとの連携強化
- (3) 集団救急時の広域救急応援体制の確立
- (4) 在宅療法者の救急要請に対応するため関係機関との連携の確立
- (5) 「画像伝送」を活用した救急活動の検討

4 救助体制の充実

- (1) 救助隊員及び潜水隊員の資質向上
 - ア 最新の救助法の取り入れ
 - イ 実践に即した訓練
- (2) 救助資機材の充実と維持

第2 消防力の維持・強化

消防力の維持・強化を図るため、職員の知識・技術の向上、消防施設・資機材の整備を進めるとともに、消防の広域連携体制の充実を図ります。

1 消防業務の高度化に伴う体制づくり

- (1) 研修、訓練等による資質・職務能力の向上
- (2) 県内及び全国の広域応援体制の充実・強化

2 消防施設・資機材の整備

- (1) 消防・救急デジタル無線施設の整備
- (2) 消防ポンプ自動車、高規格救急車等の計画的な更新
- (3) 消防署・出張所の維持
- (4) 港湾防災施設の充実

- ア 富山新港の港湾災害に対する伏木海上保安部等、関係機関との連携強化
- イ 港湾都市としての港湾防災体制の推進
- ウ NBC災害⁹⁵対応資機材の整備

3 消防団の維持活性化

- (1) 処遇の改善と青年層・女性層の加入促進
- (2) 団員の活動環境の整備
- (3) 情報連絡体制の迅速化
- (4) 消防団協力事業所表示登録の推進
- (5) 分団屯所の維持及び計画的整備
- (6) 地域の自主防災組織との連携
- (7) OB消防団員等の活用



⁹⁵ NBC災害：核物質（Nuclear）、生物剤（Biological）、化学剤（Chemical）が使用される災害

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第4部 潤いのある安心して暮らせるまち

第3章 防火対策の推進

各種防火対策を推進するとともに、住宅火災による死者を減らすため義務設置化された住宅用火災警報器の全戸への設置促進とその機能維持について啓発を図り、併せて防炎製品等の普及促進を図ります。

1 防火対策の推進

- (1) 火災予防運動等、各種行事を通じての普及啓発
- (2) 住宅防火対策の推進
 - ア 住宅防火診断の実施
 - イ 住宅用火災警報器をはじめとする防災機器設置の普及促進
 - ウ 放火されない住環境づくりの啓発
- (3) 高齢者、身体障がい者等の災害弱者への防火安全指導
- (4) 事業所等への防火安全対策の推進
- (5) 自主防災組織の育成・強化



第4章 安心して暮らせるまちづくり

第3節 交通安全・防犯対策の推進

【将来の姿】

市民一人ひとりが高い交通安全・防犯意識を持ちながら、地域ぐるみの各種活動に参加しています。また、交通事故や犯罪が起こりにくい環境が整備され、安全で安心して暮らせるまちとなっています。



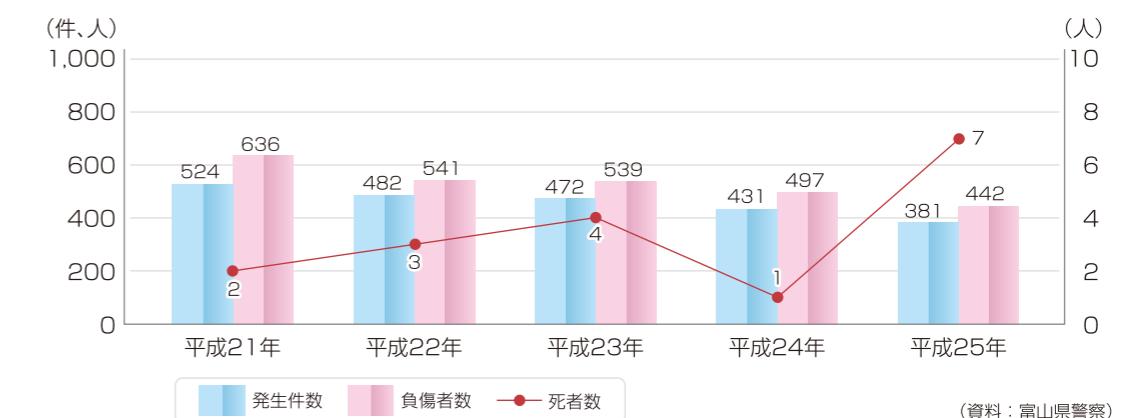
【現況と課題】

本市の交通事故の発生状況は、件数及び死傷者数については減少傾向にあるものの、依然として高齢者の死亡割合が高くなっています。また、市内各地で信号機や横断歩道、道路標識等の整備が求められています。

また、犯罪発生状況については、住宅、公園、駐車場等、市民生活にとって身近な場所での街頭犯罪や、子ども、高齢者、女性が被害者となる不審な声かけ、つきまといやインターネットの普及に伴うパソコン・携帯電話等に関する事件も発生しています。また、北陸新幹線開業に伴い広域的な人の移動が容易になることから、新たな犯罪への防犯対策が求められています。

このような状況の中、市民の交通安全・防犯意識を高め、地域ぐるみの各種活動を推進する必要があります。併せて、道路環境、適切な交通安全施設の整備、防犯灯の設置や防犯カメラの普及を図る必要があります。

市内の交通事故発生状況



富山県の交通事故死者数等の推移

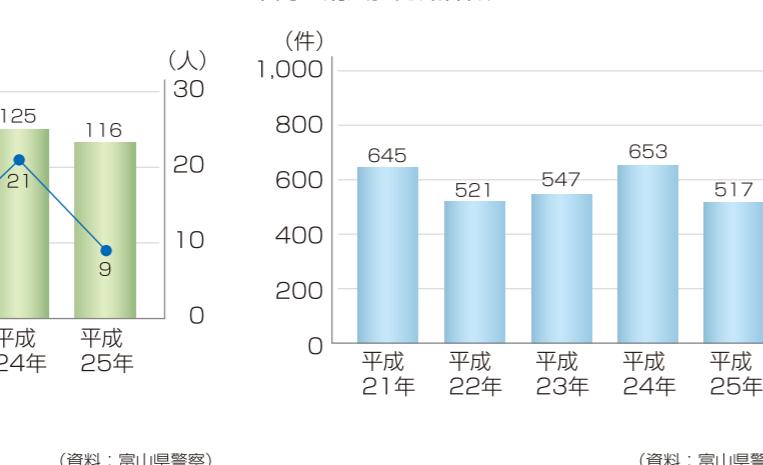
	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
死者数(人)	59	58	50	47	53
高齢者(人) 65歳以上	37	34	27	21	32
若 者(人) 16~24歳	6	5	3	2	4
高齢死者率(%)	62.7	58.6	54.0	44.7	60.4
若者死者率(%)	10.2	8.6	6.0	4.3	7.5

(資料：富山県警察)

市内の不審な声かけ事案の推移



市内の刑法犯認知件数



1 市民の防犯意識を高める取組の推進

- 2 地区安全なまちづくり推進センター⁹⁶の活動の充実
- 3 自主防犯団体への活動支援
 - (1) 民間パトロール隊、学校安全パトロール隊等の自主防犯活動に対する支援
 - (2) 青色防犯パトロール活動に対する支援
- 4 犯罪の防止に関する情報提供及び不審者情報等の共有化の推進
- 5 地域防犯活動への市民の参加促進及び担い手の育成
- 6 パソコン・携帯電話等の利用によるインターネットに関連した犯罪被害防止対策の推進
 - (1) 関係機関・団体と連携した啓発活動の推進
 - (2) 防犯教室・講座等を活用した安全な利用教育の推進

第3 安全環境の整備

交通事故や犯罪防止のための環境整備に取り組み、市民が安心して暮らすことのできる生活環境の実現を図ります。

- 1 交通安全施設の整備
 - (1) 信号機、横断歩道、一時停止等の交通規制標識の設置
 - (2) 道路反射鏡（カーブミラー）や区画線の新設及び修繕の実施
 - (3) ガードレール等防護柵の整備
 - (5) 自転車専用レーン等の整備
- 2 交通弱者に配慮した道路交通環境の整備
 - (1) 子ども、高齢者、障がい者等交通弱者の視点に立った道路環境の整備
 - (2) 音響信号機や点字ブロックの設置
- 3 交通事故多発地点等への重点的整備等の推進
 - (1) 各種交通規制の見直し
 - (2) 道路照明等の設置による安全対策の強化
- 4 災害に強い交通安全施設等の整備の推進
 - (1) 災害の状況、交通規制等を伝達する交通情報板等の設置
- 5 犯罪の防止に配慮した環境整備の推進
 - (1) 防犯灯の計画的な設置
 - (2) 防犯カメラの普及推進
 - (3) 公園の植栽等のせん定による周囲からの見通しの確保



放生津小学校 片口 莉央

【目指す方向】

関係機関・団体との連携をより一層強化し、市民の交通安全・防犯意識の高揚を図り、地域ぐるみの各種活動を推進します。また、歩行者及び通行車両にとって安全な道路交通の確保や、防犯灯・防犯カメラ等の普及推進による防犯環境の整備を目指します。

【施策の内容】

第1 交通安全思想の普及

市民一人ひとりが、生涯にわたって交通安全の意識を持ち、実践するように交通安全意識の啓発を図ります。

- 1 交通安全教室開催の充実
 - (1) 高齢者、若者、子どもなど年代に応じた交通安全教育の推進
 - (2) 参加・体験・実践型交通安全教室の実施
 - (3) 自転車の安全利用促進に向けた活動の推進
- 2 市民総ぐるみの交通安全運動の展開
 - (1) 年間を通じて「みんなですすめる交通安全県民運動」の推進
 - (2) 各季の交通安全運動、交通安全県民の日等の運動の推進
 - (3) 交通安全市民大会の開催
- 3 総合的な交通事故防止対策の推進
 - (1) 警察や交通安全協会等関係機関・団体との連携強化
 - (2) 交通安全思想の普及啓発活動の推進
 - (3) 高齢者運転免許自主返納の推進
 - (4) 反射材等交通安全啓発物品の普及

第2 地域防犯活動の推進

各地区の安全なまちづくり推進センターを中心に、警察署、防犯協会、自治会、学校、家庭等との連携による地域防犯ネットワーク体制の構築と地域ぐるみの防犯活動を推進し、地域防犯力の向上を図ります。

ことばの解説

⁹⁶ 安全なまちづくり推進センター：地域の防犯活動の中核として、各種団体が連携して安全なまちづくりに関する取組を行うことを目的として、富山県安全なまちづくり条例に基づき、各地区に設置された組織

第4章 安心して暮らせるまちづくり

第4節 消費者対策の推進

【将来の姿】

市民一人ひとりが、自ら考え自ら行動できるように、適切に判断できる消費生活知識を身に付け、消費に関して不安を抱くことなく安心して消費生活を送っています。

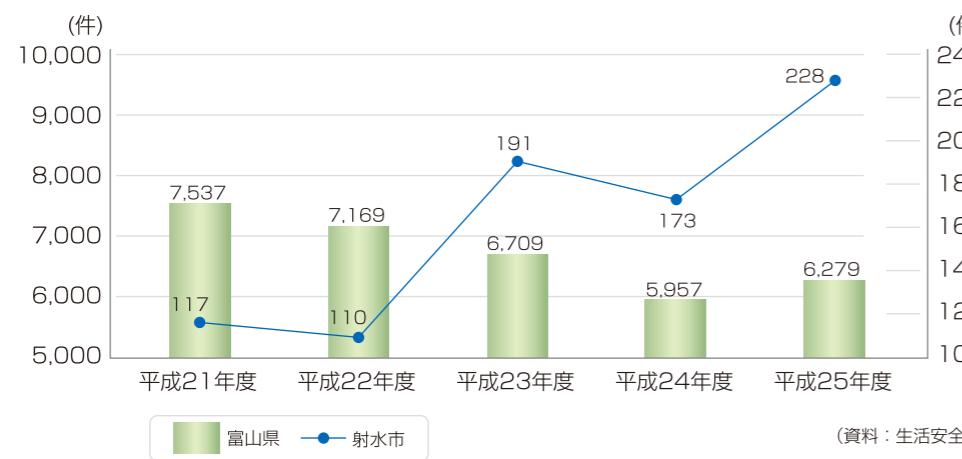


【現況と課題】

消費者を取り巻く環境においては、急速な高齢化や高度情報化の進展により、地域や家庭のつながりが弱まるなか、高齢者を狙った悪質商法の増加、若者のインターネット関連被害など消費者被害も多様化・複雑化しています。また、生命身体に係る食の安全や製品事故についても適切に判断できる消費生活知識が求められています。

地域や学校、様々な機関が互いに連携し、子どもや高齢者等を消費者被害から守る環境づくりを推進し、「自ら考え自ら行動する」自立した消費者の育成に向けての対策が必要とされています。

消費生活相談件数の推移



【目指す方向】

市民一人ひとりが、自ら考え主体的に行動できるようになることが重要であるため、安全・安心な消費生活が確保される環境を整え、毅然と対応し、正しく判断できる自立した消費者になれるよう啓発を行い、消費者力⁹⁷の向上支援の充実を目指します。



⁹⁷ 消費者力：消費生活について正しい知識を持ち、賢い消費者になるために必要な能力

【施策の内容】

第1 安全で安心な消費生活の実現

安全・安心な消費生活が確保される環境の整備と、自立した消費者の育成に向けた消費者教育の充実を図るとともに、消費者被害の未然防止の体制づくりを進めることで、消費者の自立支援を基本とする安全で、安心な消費生活の実現を図ります。

1 安全で安心な消費生活の確保

(1) 消費生活の基盤整備の確保

ア 関係機関及び地域とのネットワークづくり

(2) 情報提供の充実

ア 食の安全や商品などの安全性の確保に関する啓発の実施

イ 多様な機会を活用した情報提供の実施

2 消費者教育の充実

(1) 自立した消費者の育成支援

ア 自ら学ぶ消費者の学習活動の支援

イ 地域や学校における多様な消費者教育の推進

(2) 若者と高齢者などの消費生活の安全支援

ア 関係機関とのネットワークを活用した啓発活動の充実

イ 若者や高齢者などを対象とした消費者講座の開催

第2 消費者相談体制の充実

消費者トラブルに関する迅速な情報提供や相談の充実を図ることで、消費者力の向上に努めます。消費者被害に遭った場合にも、適切な支援を行うため、気軽に相談できる相談体制の充実や専門機関との連携を進めます。

1 消費者被害の未然防止

(1) 消費生活相談窓口の充実

(2) 消費者被害に関する情報提供の強化

2 関係機関との連携強化

(1) 県消費生活センター等関係機関と連携した消費者被害への支援

(2) 関係機関との連携による高齢者・障がい者等への情報提供の推進



第4章 安心して暮らせるまちづくり

第5節 雪対策の推進

【将来の姿】

市民が主体となった地域ぐるみ除排雪及び地域受託型除排雪体制が整備されており、機械除排雪体制、消雪施設が充実した雪に強いまちになります。



【現況と課題】

本市では、宅地開発事業の進展や市道の延伸等により、除雪延長（消雪延長を含む）が年々増加しています。機械除雪については、これまで協力業者の確保に努めてきましたが、廃業や事業縮小に伴い業者の機械台数が減っており、将来的には、協力業者数の減少も想定されます。消雪施設についても、老朽化が進み、維持管理費が増加している上、新設要望が多くあります。また、高齢化、核家族化、地域連帯感の希薄化などにより、地域でできる雪対策の対応が低下しています。

このような状況の中、雪に強いまちづくりを推進するため、除雪機械の確保や消雪施設の整備及び計画的修繕を推進するほか、市民自らによる地域ぐるみ除排雪活動⁹⁸及び地域受託型除排雪事業⁹⁹が効率的に実施されるよう支援する必要があります。

機械除雪延長と消雪路線延長（市道）

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
市道延長(km)	830.9	833.4	835.0	838.1	841.1
機械除雪延長(km)	510.4	511.7	513.3	512.6	514.8
消雪路線延長(km)	160.8	163.3	165.1	167.2	167.7
除雪路線延長(km)	671.2	675.0	678.4	679.8	682.5
除雪率(%)	80.78	80.99	81.25	81.11	81.14

(資料：道路・河川管理課)

除雪機械稼動台数と協力業者数

	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
業者借上機械(台)	134	126	122	125	128
市貸与機械(台)	95	105	114	119	131
稼動除雪機械(台)	229	231	236	244	259
協力業者数(社)	116	114	114	116	122

*稼動除雪機械(台)は、除雪トラック、タイヤショベル、ロータリー車、モーターグレーダー、ハンドガイド(歩道用)の台数を合計したもの

(資料：道路・河川管理課)



98 地域ぐるみ除排雪活動：市から地域振興会等に小型除雪機械を貸与して、除雪路線以外の地域の生活道路や歩道、業者の除雪後の残雪等について、市の除雪を補完し、市民協働で実施する除排雪事業

99 地域受託型除排雪事業：市が協力業者に委託している除雪路線の除雪について、地域振興会等が、業者と同様の形態で受託し、市が貸与する大型除雪機械を使用して実施する除排雪事業

【目指す方向】

市民と行政の協働による地域ぐるみ除排雪及び地域受託型除排雪の確立に努め、関係機関と連携を取りながら、効率的な除雪作業を行うとともに、消雪施設の整備及び計画的修繕を推進するなど、無雪害のまちづくりを目指します。

【施策の内容】

第1 機械除雪の充実

円滑な道路交通を確保するため、除雪機械の整備・充足を図り、効率的な除雪作業を推進します。

1 機械除雪の強化

- (1) リース等による除雪機械の増強とオペレーターの確保
- (2) 歩道除雪の強化
- (3) 主要交差点の除排雪の徹底
- (4) 凍結防止剤散布等による路面凍結対策の強化

2 雪捨場の確保

- (1) 雪捨場及び堆雪場の確保



第2 道路消雪施設の充実

既設消雪施設について、整備点検を一層推進し、老朽化施設の修繕を計画的に行うとともに、より安定的な運転を目指します。また、消雪施設の新設について、表流水等の水源を利用して、必要性、有効性が高い箇所から重点的整備を進めます。

1 既設消雪施設の修繕事業の充実

- (1) 設置後相当年数の経過している施設の更新
 - ア 経年劣化の著しい消雪パイプの改築
 - イ 揚水能力不足の井戸の管理及びポンプの更新

2 道路消雪施設の整備

第3 地域ぐるみ除排雪活動及び地域受託型除排雪の強化

市民の理解と協力を得ながら、市民が主体となった除排雪活動を行える体制を整備し、除排雪活動の強化を図ります。

1 地域ぐるみ除排雪機械の更新・増強

- (1) 老朽化した除排雪機械の更新・増強

2 オペレーターの確保

- (1) 除雪機械の運転講習会の積極的な実施

3 地域受託型除排雪の推進

- (1) 大型除雪機械の貸与
- (2) 組織運営の支援及び連絡体制の構築

